

「狭あい道路解消」等に関する国会審議その2

「狭あい道路解消」等について本年5月12日、衆議院国土交通委員会において小宮山泰子衆議院議員（立憲民主党）が質問に立ちました。

まず、狭隘道路に接続した住宅が全国の住宅の30%ある中で狭あい道路整備等促進事業が進められているが、狭隘道路への接続割合が増加している理由について説明を求め、次に拡巾後退した土地が地方自治体に移管されていないケースが多いことを述べられ、その弊害を指摘した。

また、社会資本整備総合交付金が所謂自主後退の場合の活用にはなじまないとし、個別の補助金制度の必要性を訴えた。

これに対し政府参考人（国土交通省住宅局長）からは、今後、地方公共団体と丁寧に意見交換しながら狭隘道路解消に向けしっかりと支援してゆく旨の考えが示された。

国による狭隘道路解消のための統一的な指針の必要性については、赤羽国交大臣から、いきなり新たな制度化は難しいが、狭隘道路解消が遅々として進まない事実も認めざるを得ない。国交省も各部局で強い問題意識を持って臨んでゆきたいとの答弁があった。

固定資産課税台帳の納税義務者の住所・氏名の土地家屋調査士への提供については、政府参考人（総務省）から、地方税法により原則として本人以外の第三者には提供できない旨の説明があった。

これとは別に政府参考人（法務省）からは、相続登記や住所変更登記の

義務化により、立会人の所在が明らかになることから、その施行の準備をしっかりと進めたいとの考えが示された。

また、法務省として筆界認定の在り方について実務家、有識者を交え検討を行っているところであり、速やかに取りまとめ、登記実務の見直しを図りたいとの意向が示された。（全調政連傍聴者 椎名勤、上田尚彦）



審議の詳細は下記にてご覧ください。

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=52143&media_type=

（文責 全国土地家屋調査士政治連盟会長 椎名 勤）